

財務省告示第四十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成二十年一月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十年二月八日

財務大臣 額賀 福志郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第六十九回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七
三	法律及びその条項の適	十六条第一項
四	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
五	発行方法	株式会社ゆうちょ銀行による引受け
六	発行金額	額面金額で三百四十九億円
七	払込金額	三百四十九億五千九百三十三万
八	最低額面金額	五万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十	発行日	平成二十年一月二十五日
十一	発行価格	額面金額百円につき百円十七銭
十二	発行利率	年〇・九パーセント
十三	経過利率	株式会社ゆうちょ銀行代表執行

の払込み

役会長は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{36}{365}}$$

十三 初期利子

平成二十年六月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期に

いて、その日以前六箇月に属する利子を支払う。

平成二十四年十二月二十日額面金額百円につき百円

平成二十年一月二十五日

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 元利支
十八 払込期日